

議題 3

議案 第 20 号

平成 27 年 5 月 8 日提出

平成 28 年度使用広島市立高等学校・特別支援学校（高等部）用教科用図書採択の基本方針について

このことについて、次案のとおり定める。

(案)

平成 28 年度使用広島市立高等学校・特別支援学校（高等部）用教科用図書採択の基本方針について

採択の基本方針

- 1 教育基本法や学校教育法の改正で明確に示された教育の理念や目標及び学習指導要領に示された各教科の目標や内容、本市が定めた教育課程編成基準等に則り、公正かつ適正な採択を行う。
- 2 各学校が専門的な調査研究に基づき選定・申請した教科用図書について、各学校の教育課程に照らして検討し、適正と認めたものを採択する。
- 3 採択に係る情報を公開するなど、開かれた採択を推進する。

広島市立高等学校及び特別支援学校（高等部）における教科用図書採択の手順について

